

# 令和3年度大分県スポーツ少年団競技別交流大会 補助金交付申請要領

## 1 補助対象事業

県内競技別交流大会事業（大分県スポーツ少年団事業計画参照）

## 2 補助対象額

令和2年度登録団員数(競技別)に応じ、以下の基準で補助金額を算出

① 登録団員数	800人未満	30,000円
② 登録団員数	800人以上 3,000人未満	35,000円
③ 登録団員数	3,000人以上 3,500人未満	40,000円
④ 登録団員数	3,500人以上	50,000円

## 3 補助金交付手続

本会加盟競技団体(フットベースボール競技を除く)が作成 ※指定様式有

### (1) 補助金申請 **【交流大会実施2週間前まで】**

#### ① 交付申請書(別添様式1)

ア) 本会加盟競技団体会長名で申請すること。(フットベースボール競技を除く)その他団体からの申請は認められません。

イ) 文書番号、日付、会長印の確認をしてください。私印は認められません。

#### ② 大会開催要項

#### ③ 予算書

### (2) 補助金振り込み

① 各加盟競技団体が交付申請書によって指定した口座へ補助金を振り込みます。

### (3) 補助金の取扱について

① 別紙補助金取扱要領に基づいて支出を行う。取扱要領に記載されていない支出については、補助金の対象外とする。(対象外経費は各競技団体の自己負担とする。)

### (4) 事業実施報告 **【事業実施後1ヶ月以内】**

#### ① 実施報告書(別添様式2)

#### ② 決算書(対象内経費分でよい)

ア) 収入と支出合計を同額にしてください。

イ) 残金が発生場合は、本会へ返納すること。

#### ③ 見積書、納品書、請求書、領収書等の証憑書類(原本)

#### ④ 大会成績(任意様式)

大分県スポーツ少年団競技別交流大会  
補助金取扱要領

<補助対象経費>

1. 謝金（課税あり）

事業に係る医師・看護師に要する経費。

主催する団体は、所得税法に基づき、源泉徴収を行うこと。

なお、医師・看護師の謝金支払いに係る源泉徴収を行う際は、交通費との合算額の10.21%を納税すること。

※領収書（納税に係る領収を含む）は原本で提出すること。

2. 日当（非課税）

競技役員・審判員等の大会運営業務に対する経費。（各業務内容により定額）

日当は、社会通念上相当の額を定めること。

日当及び交通費は、日ごとに領収書を作成すること。

3. 交通費

出発地から事業実施場所までの移動に要する経費。

金額については、各団体ごとの旅費規程又は公共交通機関料金に基づいた実費とする。

4. 食糧費

医師・看護師の昼食（上限：お茶代込みで700円）のみ対象とする。

競技役員・審判員等の昼食代は対象外経費とする。

※その他の食糧費は全て対象外となります。

5. 会場費

会場・施設を使用するのに要する経費。

※報告時に見積書、請求書、領収書の原本を添付すること。

6. 通信運搬費

事業実施のための通信費。

※切手を購入する場合は、送付先一覧表を作成し提出。

7. 保険料

事業実施に必要な保険に加入するための経費。

8. 印刷費・製本費

事業実施に必要なプログラム、チラシ等の印刷や製本に要する経費。

※報告時に見積書、納品書、請求書、領収書の原本を添付すること。

9. 報償費

事業に実施に必要な参加賞、トロフィー、楯に要する経費。

※報告時に見積書、納品書、請求書、領収書の原本を添付すること。

10. 消耗品費（補助金総額の8%以内）

事務用品等の消耗品のための経費。

例) ○認められるもの

テープ（養生・ライン）、石灰、医療品、熱中症対策品、プリンター用インク等。

○認められないもの

ボール、ビブス、ユニフォーム等。

※報告時に見積書、納品書、請求書、領収書の原本を添付すること。

11. その他

大分県スポーツ少年団本部が必要と認める経費。

（事前に事務局に問い合わせること）